

第 条 南海トラフ地震対策

(目的)

第 1 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第 2 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織は、第 条（自衛消防の組織）に定める自衛消防隊編成表のとおりとする。

(南海トラフ地震発生後の自衛消防活動)

第 3 自衛消防隊長は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合には、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るほか、次の措置を行う。

- (1) 通報連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせる。
- (2) 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知する。
- (3) 避難誘導班に在館者の避難誘導にあたらせる。
- (4) 避難場所を_____とし、従業員を避難させる。

2 南海トラフ地震発生後又は南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された時における自衛消防隊の任務は、第 条（地震発生後の自衛消防活動）に定める任務のほか、次の事項について行う。

(1) 通報連絡班

- ア 南海トラフ地震及び津波に関する情報を収集し、適宜自衛消防隊長に報告する。
- イ 南海トラフ地震及び津波に関する情報及び防災上必要な情報を、在館者その他従業員に伝える。
- ウ あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意する。

(2) 避難誘導班

- ア 建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を自衛消防隊長へ報告する。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮する。
- イ 自衛消防隊長からの避難誘導開始の指示後、在館者及び従業員を指定された避難場所へ誘導する。
- ウ 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。
- エ 在館者への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報

告する。

(その他不測の事態)

第4 自衛消防隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、自衛消防隊長は直ちに隊員に必要な指示を与える。

2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに自衛消防隊長にその状況を報告し、必要な指示を受ける。

(教育)

第5 防火(防災)管理業務に従事する者に対する教育は、第 条(教育の内容)に定める内容のほか、次の事項について行う。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震発生時の対応(役割・実施事項等)
- (4) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識及び今後取り組む必要のある課題

(訓練)

第6 訓練は、第 条(教育訓練)に定める内容のほか、南海トラフ地震に係る次の防災訓練を年1回以上行うこと。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

2 地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加すること。

(広報)

第7 地震等の発生時に備え、統括防火(防災)管理者が在館者に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 地震が発生した場合に、出火防止、在館者同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識